

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業

入札説明書

令和8年7月

愛知県企業庁

入札参加者は、この「豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 入札説明書（以下「入札説明書」という。）」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「落札者決定基準」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

入札説明書に記載のない事項については、入札説明書に関する質問に対する回答等によることとする。

目 次

- 1 調達内容
- 2 落札者選定スケジュール
- 3 応募者等の構成等
- 4 応募者等の参加資格
- 5 応募者等の資格要件
- 6 入札説明会等の参加申込
- 7 入札参加申込書兼資格審査申請書の提出等
- 8 関連資料の配布
- 9 関連資料の閲覧
- 10 入札説明書等に対する質問及び回答
- 11 個別の現地調査会及び技術対話
- 12 技術提案書の提出等
- 13 プレゼンテーションの実施
- 14 入札及び開札の日時等
- 15 入札保証金
- 16 入札方法等
- 17 入札の無効
- 18 予定価格
- 19 落札者の決定方法
- 20 入札又は開札の中止
- 21 特定の不法行為に対する措置
- 22 契約書作成の要否
- 23 契約保証金
- 24 支払条件
- 25 その他

<添付資料>

添付資料1 様式集

添付資料2 調達仕様書

添付資料3 落札者決定基準

添付資料4 技術提案書作成要領

添付資料5 プレゼンテーション実施要領

添付資料6 契約書（案）

添付資料7 用語集

添付資料8 配布資料一覧表

添付資料9 リスク管理表

1 調達内容

(1) 事業名

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業

(2) 路線等の名称

豊川浄水場外2か所

(3) 事業場所

豊川市平尾町地内外2か所

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和34年3月31日まで

うち、設計・施工業務は契約締結の翌日から令和14年3月31日まで

維持管理業務は令和14年4月1日から令和34年3月31日まで

(5) 事業概要

豊川浄水場の計装設備・電気設備のほか、場外施設の蒲郡浄水場（工水）及び蒲郡ポンプ場の計装設備の更新整備に係る設計、施工及び維持管理業務

(6) 事業方式

調達仕様書及び技術提案書に基づき、設計、施工及び維持管理業務を一括して性能発注する設計・施工・維持管理一括発注方式によるものとします。

(7) 事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下を見込んでいます。

スケジュール（予定）	内容
契約後（令和9年3月）	設計・施工業務の開始
令和14年3月31日	設計・施工業務の完了、工事目的物の引き渡し
令和14年4月1日	維持管理業務の開始（20年間）
令和34年3月31日	事業期間終了

2 落札者選定スケジュール

落札者選定のスケジュールは以下を見込んでいます。

スケジュール（予定）	内容
令和8年7月17日	入札公告及び入札説明書等の公表、交付
令和8年7月17日 ～令和8年9月4日	個別の現地見学会
令和8年7月28日	入札説明書等に関する説明会
令和8年9月4日	入札参加申込書兼資格審査申請書の提出期限
令和8年9月15日頃	入札参加資格の審査結果の通知
令和8年9月15日頃 ～令和8年11月20日	個別の現地調査会、技術対話
令和8年11月20日	技術提案書の提出期限
令和8年12月9日 ～令和8年12月11日	提案者によるプレゼンテーション
令和9年2月3日 ～令和9年2月4日	入札
令和9年2月5日	開札
令和9年2月5日以降	落札者の決定、契約の締結

3 応募者等の構成等

応募者は、単独企業又は複数企業で構成する共同企業体とします。

共同企業体により応募する場合は、構成企業の中から代表企業を定めるとともに、入札参加申込書兼資格審査申請書（様式4－1）、特定建設工事共同企業体協定書（様式4－2）、代表企業以外の構成企業は委任状（様式4－3）を提出し、必ず代表企業が手続を行うものとします。提出先は7(2)ウのとおりです。

なお、単独企業又は共同企業体の各構成企業（以下、「応募者等」という。）は、他の応募者等として本事業の入札に参加できないものとします。

(1) 代表企業の取扱い

共同企業体の代表企業は本事業のうち、計装設備の施工業務に当たる企業とし、原則、変更できないものとします。ただし、施工業務から維持管理業務への移行に当たり、代表企業の変更を求めることができ、この場合、県は計装設備の維持管理業務に当たる企業に限り変更を認めます。

(2) 構成企業の取扱い

入札参加申込書兼資格審査申請書の提出以降、構成企業の変更は原則として認めません。構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができます。

なお、他の応募者等であった者は、新たに参加できないものとします。

4 応募者等の参加資格

本事業の入札に参加することができる者は、次に掲げる資格を備えた者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書兼資格審査申請書の提出日から本事業の落札決定までの間、愛知県会計局指名停止取扱要領、愛知県企業庁指名停止等取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 入札参加申込書兼資格審査申請書の提出日から本事業の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要です。
- (5) 他の応募者等との間に、資本関係又は人的関係があると認められる関係がないこと。
- (6) 本事業に係る発注支援業務の受注者又は当該受注者と資本関係又は人的関係がある企業でないこと。なお、本事業に係る発注支援業務の受注者を委託先（下請）とすることはできません。

ア 「本事業に係る発注支援業務の受注者」とは、次に掲げる者です。

株式会社三水コンサルタント、PwC 弁護士法人

イ 「当該受注者と資本関係又は人的関係がある企業」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者です。

(ア) 資本関係

発注支援業務の受注者と企業の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- a 親会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

発注支援業務の受注者と企業の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、a については会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 発注支援業務の受注者と企業の関係が、組合（共同企業体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5 応募者等の資格要件

(1) 応募者等の要件

入札参加申込書兼資格審査申請書の受付時において、令和 8 年度及び令和 9 年度の物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿又は令和 8 年度及び令和 9 年度の愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録していること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札への参加を希望する者は、入札参加申込書兼資格審査申請書の受付時において入札参加資格審査の申請を行い受理されていること。

(2) 施工業務に当たる企業の要件

次の要件を全て満たすものとします。

ア 令和 8 年度及び令和 9 年度の愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録され、電気工事業及び電気通信工事業に係る認定を受けていること又は当該業種に係る入札参加資格審査の申請を行い受理されていること。

イ 令和 8 年度及び令和 9 年度の愛知県企業庁における入札参加資格の認定において、認定された電気工事業及び電気通信工事業の総合点数が 930 点以上であること。

ウ 元請として、過去 15 年間（平成 23 年 4 月 1 日から入札参加申込書兼資格審査申請書を提出する前日まで）に次に掲げる日本国内の計装設備及び電気設備の工事を完了・引渡した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が 20%以上の工事に限ります。また、施工業務に当たる者が複数である場合は、共同企業体として参加資格施工実績を満たせばよいものとします。この場合、施工業務を担当する構成員のいずれかが有する実績をもって共同企業体の実績とみなします。

(ア) 計装設備の施工実績

次のいずれかの工事

- a 公称施設能力 1 万 m^3 /日以上規模を有する上水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事
- b 公称施設能力 1 万 m^3 /日以上規模を有する工業用水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事

(イ) 電気設備の施工実績

次のいずれかの工事

- a 公称施設能力 1 万 m^3 /日以上規模を有する上水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事
- b 公称施設能力 1 万 m^3 /日以上規模を有する工業用水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事
- c 公称施設能力 1 万 m^3 /日以上規模を有する下水道の施設（処理場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事

エ 建設業法第 26 条に定める電気工事業又は電気通信工事業に係る監理技術者を専任で配置できる

こと。設計業務及び工場製作等の現場施工に着手するまでの期間（資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については監理技術者の専任を要しない。

なお、現場施工期間中の監理技術者の変更は必要最小限とし、変更前後における監理技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、十分な引継ぎを行う等、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう、必要な措置を講じること。

また、現場に配置予定の監理技術者は、過去 15 年間（平成 23 年 4 月 1 日から入札参加申込書兼資格審査申請書を提出する前日まで）に次に掲げる日本国内の計装設備又は電気設備の工事に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、機器製作期間と現場施工期間を分割した工事である場合、現場施工期間の施工実績を有するものとし、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービスの変更届及び実施工程表等により完成日を含む現場施工期間の半数以上かつ次に掲げる主要工種に直接従事した経験が確認できる場合限り認めます。共同企業体の構成員としての実績は出資比率に関係なく一様に認めます。

共同企業体により参加する場合は、代表企業が監理技術者を配置すること。

【主要工種】

計装設備：施設全体に係る監視制御設備の設置工事

電気設備：高圧以上の受変電設備の設置工事

(ア) 計装設備の施工実績

次のいずれかの工事

- a 公称施設能力 1 万 m³/日以上規模を有する上水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事
- b 公称施設能力 1 万 m³/日以上規模を有する工業用水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事

(イ) 電気設備の施工実績

次のいずれかの工事

- a 公称施設能力 1 万 m³/日以上規模を有する上水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事
- b 公称施設能力 1 万 m³/日以上規模を有する工業用水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事
- c 公称施設能力 1 万 m³/日以上規模を有する下水道の施設（処理場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事

(3) 維持管理業務に当たる企業の要件

令和 8 年度及び令和 9 年度の物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（大分類）「03. 役務の提供等」、（中分類）「01. 建物等各種施設管理」、のうち（小分類）「08. 上・下水道施設管理」に登録されていること又は当該業種入札参加資格審査の申請を行い受理されていること。

6 入札説明会等の参加申込

本事業に対する応募者の参入促進のため、以下のとおり、入札説明会及び個別の現地見学会を開催します。

(1) 入札説明会

開催日時 令和8年7月28日(火) 午後2時から(受付開始: 午後1時30分)
開催場所 愛知県自治センター11階大会議室
申込方法 様式1に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。
参加者は各社2名までとします。
申込期限 令和8年7月27日(月) 午後5時まで
申 込 先 愛知県企業庁水道部水道事業課
メールアドレス kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

(2) 現地見学会

申込方法 様式2に必要事項を記入し、留意点を確認の上、電子メールにより提出してください。
申込期限 令和8年8月28日(金) 午後5時まで
申 込 先 愛知県企業庁水道部水道事業課
メールアドレス kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

7 入札参加申込書兼資格審査申請書の提出等

- (1) 応募者は、入札参加申込書兼資格審査申請書を次のとおり提出しなければなりません。なお、5(1)に掲げる競争入札に参加する資格を有していない者(令和8年度及び令和9年度の物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿又は令和8年度及び令和9年度の愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録されていない者)も、入札参加申込書兼資格審査申請書を提出することができます。この場合にあつては、開札時において、5(1)に掲げる要件を満たしていることを条件とします。
- (2) 期限までに入札参加申込書兼資格審査申請書を提出していない者は、入札に参加することができません。

ア 提出期間

令和8年7月17日(金) 午前9時から令和8年9月4日(金) 午後5時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。))。

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

イ 提出方法

郵送(書留郵便に限る。)、信書便、電子メール又は持参(以下「電子メール等」という。)により提出してください。郵送による場合は、アの期間中に、ウの場所に必着とします。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、25(4)のとおりです。(以下同じ。)

ウ 提出場所

愛知県企業庁管理部総務課契約グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(郵便番号460-8501)

電話 052-954-6671(ダイヤルイン)

E-mail: kigyo-somu@pref.aichi.lg.jp

エ 提出書類及び提出部数

入札参加申込書兼資格審査申請書(様式3-1) 1部

施工業務を行う企業の施工実績（様式３－２）	１部
配置予定の監理技術者の従事実績（様式３－３）	１部
特定建設工事共同企業体の場合、様式３－１を以下に変更	
入札参加申込書兼資格審査申請書（様式４－１）	１部
特定建設工事共同企業体協定書（様式４－２）	１部
委任状（様式４－３）	１部

- (3) 資格審査結果は、令和８年９月１５日（火）頃に各応募者に通知します。なお、資格審査を通過しなかった者は、当該通知が到達した日の翌日から起算して５日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内までに、県に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

8 関連資料の配布

関連資料の配布を希望する場合は、次の方法によること。

また、(4)に示す資料以外については、応募者の希望に応じて別途配布します。なお、希望する資料によっては、配布しない、又は閲覧のみにすることがあります。

(1) 申請方法

誓約書（様式５－１）、資料配布申請書（様式５－２）を７(2)ウの場所に電子メール等により配布を受ける希望日の７日前までに提出してください。

(2) 受付期間

令和８年７月１７日（金）午前９時から令和８年１１月２０日（金）午後５時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とします。ただし、令和８年９月１５日（火）以降は、入札参加申込書兼資格審査申請書を７(2)アの期限までに提出し、資格審査を通過した者に限ります。

なお、持参する場合は、上記期間の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とします。

(3) 配布方法

誓約書の提出時においてお知らせします。

(4) 配布資料

配布資料一覧表のとおり。

9 関連資料の閲覧

関連資料の閲覧を希望する場合は、次の方法によること。

(1) 申請方法

誓約書（様式６－１）、資料閲覧者名簿（様式６－２）を７(2)ウの場所に電子メール等により閲覧を行う希望日の２日前までに提出してください。

(2) 受付期間

８(3)に同じ。

(3) 閲覧方法

誓約書及び資料閲覧者名簿の提出時においてお知らせします。

(4) 閲覧資料

・愛知県情報セキュリティポリシー

10 入札説明書等に対する質問及び回答

入札説明書等に対する質問は、次のとおり文書（愛知県企業庁長宛てとし、代表者名によるもの。様式7）を電子メール等により(1)の期間中に、7(2)ウの場所に必着で提出してください。

(1) 受付期間

令和8年7月21日（火）午前9時から令和9年1月27日（水）午後5時まで（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）とします。

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(2) 回答方法

県ホームページに掲載します。

ホーム>分類からさがす>しごと・産業>入札・契約・公売情報

<https://www.pref.aichi.jp/life/5/19/>

(3) 閲覧期間

令和8年7月21日（火）午前9時から令和9年2月4日（木）午後5時まで

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外（FAX等）での質問は受けません。

11 個別の現地調査会及び技術対話

技術提案書を作成するにあたり、入札参加資格審査通過者を対象に、以下のとおり個別の現地調査会及び技術対話を実施します。

(1) 開催期間

令和8年9月15日（火）頃から令和8年11月20日（金）まで

(2) 開催場所

豊川浄水場、蒲郡浄水場（工水）、蒲郡ポンプ場、蒲郡高区供給点、幸田蒲郡線流量計室及び三谷調整池

(3) 開催回数

複数回（予定）

(4) 開催日時及び実施方法等

ア 開催日時及び実施方法については、入札参加資格審査通過者に別途連絡します。

イ 技術対話における質問は、次のとおり文書（愛知県企業庁長宛てとし、代表者名によるもの。様式8）を電子メール等により、7(2)ウの場所に技術対話を実施する7日前までに提出してください。

ウ 技術対話の質問及び回答は、技術提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに掲載します。

12 技術提案書の提出等

入札参加資格審査通過者は、技術提案書作成要領及び落札者決定基準を参照のうえ、技術提案書（表紙様式9-1）を電子メール等により(1)の期間中に、7(2)ウの場所に必着で提出してください。

(1) 受付期間

令和8年11月20日（金）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とします。

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(2) その他

技術提案書の提出を行う者は、技術提案書の提出時に併せて 7(2)ウの場所に、落札者決定基準に定める企業の技術力に関する事項及び配置予定技術者に関する事項の書類、公的資格認証の書類（様式 9-2、様式 9-3、様式 9-4）を併せて提出してください。

13 プレゼンテーションの実施

評価期間中に、別に指定する場所において、技術提案書の内容に係るプレゼンテーションを行います。実施日時等の詳細については、入札参加資格審査通過者に別途通知します。

14 入札及び開札の日時等

(1) 入札期間

令和 9 年 2 月 3 日（水）午前 9 時から令和 9 年 2 月 4 日（木）午後 5 時まで

(2) 入札書の提出方法

入札書（様式 10）は、郵送（書留郵便に限る。）、信書便又は持参により提出してください。郵送による場合は、(1)の期間中に、7(2)ウの場所に必着とします。なお、電子メールによる提出は不可とします。

(3) 開札の日時

令和 9 年 2 月 5 日（金） 午前 10 時

(4) 入札及び開札場所

7(2)ウに同じ。

(5) 開札の立ち会い

開札においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うこととします。

15 入札保証金

(1) 応募者は、設計・施工業務に係る費用の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県企業庁財務規程（昭和 55 年企業庁管理規程第 14 号。以下「財務規程」という。）第 162 条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を納めなければなりません。

(2) 応募者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除されます。（財務規程第 161 条の規定による免除）

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 政令第 167 条の 5 の規定により企業庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断して（※）その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※「過去の実績から判断して」とは、過去 15 年間（平成 23 年 4 月 1 日から入札参加申込書兼資格審査申請書を提出する日の前日まで）に契約し、かつ履行された上水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事における実績、上水道の浄水場の高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事における実績を有する場合を指します。

(3) 入札保証金等の納付又は免除の申請を行う者は、7(1)入札参加申込書兼資格審査申請書の提出時に併せて 7(2)ウの場所に入札保証金納付方法申請書（様式 11-1）又は入札保証金納付免除申請書（様式 11-2）を提出してください。入札保証金等の納付を行う場合は後日、納付の方法を示すので、これに従い 14(1)の日時までに納付してください。

- (4) 落札者が(3)により納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。
- (5) 入札保証金等の納付がなく、入札保証金が免除される者であることを確認できない場合は、その者は入札に参加できません。また、その者が行った入札は無効となります。さらに、落札決定後に、この落札者の行った入札が無効であることが確認された場合は、落札決定を取り消します。

16 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載し、1 部提出すること。
- (2) 提出後は、返還、引き換え（部分的な差し替えを含む。）、変更又は取り消しすることはできません。
- (3) 入札の回数は 1 回とし、入札書と併せて必ず下記アからエの内訳書を提出してください。
 - ア 設計・施工業務内訳書（様式 12-1）
 - イ 維持管理業務内訳書（様式 12-2）
 - ウ 維持管理業務年度割り振り表（様式 12-3）
 - エ 入札契約適正化法第 12 条に基づく入札金額の内訳（様式 12-4）
- (4) 入札辞退届（様式 13）により、入札を辞退することができます。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

17 入札の無効

財務規程第 159 条（入札の無効）の規定に該当する入札、確認書類等に虚偽の記載をした者のした入札又は愛知県建設工事関係入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

18 予定価格

金 5,918,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 538,000,000 円）

なお、設計・施工業務及び維持管理業務の予定価格は以下のとおりとします。総額、設計・施工業務及び維持管理業務に係る費用の何れかの予定価格を上回った金額を入札した者は、無効とします。

- (1) 設計・施工業務に係る費用

金 4,510,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 410,000,000 円）

- (2) 維持管理業務に係る費用

金 1,408,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 128,000,000 円）

19 落札者の決定方法

- (1) 18 に示す予定価格の範囲内で入札をした者のうち、落札者決定基準で算定された評価値が最大の者を落札候補者として、入札参加資格を有すること及び技術提案書の内容を確認した上で落札者と

します。なお、評価値最大の者が複数いた場合は、以下のとおり落札者を決定します。

ア 入札者それぞれの価格点及び技術提案書の内容による評価点（以下「技術点」という。）が異なる場合は、技術点が高い者を落札者とします。

イ 入札者それぞれの価格点及び技術点が同じ場合は、当該の者によるくじにより落札者を決定します。くじを引く順は技術提案書の提出順とします。この場合において、当該者のくじを引かない者があるときは、入札執行に関係ない県職員による代理によりくじを引くこととします。

- (2) 落札者決定後、全ての評価対象者（入札参加申込書兼資格審査申請書、技術提案書及び入札書（又は入札辞退届）をそれぞれの定められた期限までに提出した者）に対して、各自の評価点、落札者名及び落札者の評価点を通知します。当該通知が到達した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内までに、県に対して技術点の評価結果に関する説明を求めることができます。

20 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。ここで言う入札又は開札とは、落札者決定までの一連の行為を示すものとし、中止になった場合における入札参加者の損害は、入札参加者の負担とします。

21 特定の不法行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県企業庁指名停止等取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

22 契約書作成の要否

要

23 契約保証金

- (1) 落札者は、財務規程第132条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。当該契約保証金の金額は設計・施工業務に係る費用の10分の1以上とし、設計・施工業務が完了するまでこれを維持しなければなりません。
- (2) 落札者が、財務規程第133条第1項の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されます。

- (3) 契約保証金の納付は、財務規程第 134 条第 1 項の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

24 支払条件

契約書（案）の規定によります。

25 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨に限ります。
- (2) 入札参加者は、入札説明書及び愛知県建設工事関係入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札してください。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県企業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (4) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは 15MB 以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。
- (5) 提出書類の記載内容が不明確で本件調達の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (6) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた本調達案件に係る文書等について、第三者に漏らすことを禁ずるとともに、記載内容の無断転載を禁止し、本件の手続き以外の目的に供してはなりません。
- (7) 問い合わせ先（関連情報を入手するための照会窓口）
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（郵便番号 460－8501）
ア 入札参加資格及び入札参加申込全般に関する事項
愛知県企業庁管理部総務課契約グループ
電話 052-954-6671（ダイヤルイン）
イ 調達仕様書及び提案書作成に関する事項
愛知県企業庁水道部水道事業課浄水・水質グループ
電話 052-954-6683（ダイヤルイン）